

特別の関心事





UNICEF/HQ96-0089/Giacomo Prozzi

特別の関心事

子どもが戦争の犠牲になるのは、子どもを守る意思がないからである。過去10いくつかの戦争の経験からいえば、子どもを守り、子どものために必要を満たす措置がとられてきたし、またそうした措置をとることができるはずである。——『世界子供白書』、ユニセフ、1996年。

健康や栄養、心理的社会的安寧や教育の改善のための支援プログラムにおいては、戦争が作り出す特別の状況に注目する必要がある。子どもやその家族は戦争で家を棄てて国内で避難したり、国境を越えて難民になったりする。戦争時には子どもや女性がレイプや性的凌辱、売春などのジェンダーに基づく暴力の危険にさらされる。それはこれまで戦争にともなう不可避的な不幸な副産物として軽く扱われてきた。子どもが政府や反政府軍に意図的に徴用され、兵士としてみますます戦争に使われるようになっていく。子どもは戦争中もまた戦争後も、無数の地雷や爆弾、砲弾、手投げ弾などの不発弾の危険にさらされる。戦争中や戦争後の社会の復興時には、若者たちの特別のニーズがしばしば無視される。

戦争はそれに先立つ社会の変化や戦争にともなう社会の急速な変化と相まって、子どもの生存や発達に不可欠な家族による支援を崩壊させる。戦争時にはまた、とくに政府やコミュニティによる支援など、その他の形の保護も姿を消すことになる。

子どもの兵士：人道に反する行為

戦争で最も警戒すべき動きの一つは、子どもが前線の兵士として紛争に関わっていることである。まだ8歳という幼い子どもが徴用され、

強制され、あるいは誘われて兵士になっている。子どもは成人に操られて暴力に引き込まれるが、子どもはまだ幼いので、それに抵抗することができず、そのことが子どもにとって予想もしない結果を引き起こす。

最も兵士に使われやすいのは、社会の片隅に追いやられた貧しい子どもや家族から引き離された子どもたちである。豊かで教育のある家族の子どもたちはその恐れが少なく、それらの子どもたちはたとえ兵士にされても、親が金を払いさえすれば軍隊から解放される。

子どもたちはさまざまな形で兵士になる。徴兵されることもあれば、強制されたり、誘拐されることもある。家族を守るために武装グループに加わる子どももいる。多くの場合、徴用は街頭で手あたり次第に行われ、学校や孤児院で徴用が行われることもある。武装した民兵や警察、軍の幹部が街頭にでて、出くわした子どもをさらっていく。飢餓や貧困のために親が子どもを軍に引き渡し、軍がその給料を直接、家族に支払うこともある。結婚のあてがないので、娘に兵士になることを勧める親もいる。

子どもはただ生き延びるためだけに兵士になることもある。実際、軍が子どもの保護の場になり、家族の代わりになっていることがある。子どもは軍に入りさえすれば毎日の食事や衣服を手に入れ、医療を受けられると考えて、軍に加わることもある。

子どもは兵士として徴用されて、料理人、運搬人、メッセンジャー、スパイなど、軍の支援役にも使われる。それらの仕事は直接戦闘に関わるものではないようにみえるが、非常に困難や危険をとめない、また子どもたちすべてが戦闘員であると疑われる恐れがでてくる。危険だという理由で軍は幼い子どもたちを殺すことさえあるという報告もある。少女たちは軍に加わると、性的奉仕を強いられることも少なくない。子どもたちは男も女も最初は支援役を務めさせられるが、最前線に立たされるまでにそうは時間はかからない。戦線では子どもは未発達のうえに、訓練も不足しているので、とくに危険な立場に立たされる。

私は13歳のときに学生運動に加わりました。社会を変えて、子どもが飢えなくて済むようにするのに役立つことを夢みていたのです…のちに戦争に加わりましたが、私は何も知らず、少女として恐怖感をもっていました。少女たちが哀れな兵士たちの慰めとして、性的関係を迫られていることを知ったのです。見知らぬ男と関係をもたされたあとで、だれが私たちの悲しみを慰めてくれるのでしょうか…それやこれやを思いだすと、とても胸が痛みます。私は一生懸命に尽くしましたが、兵士たちは私を虐待し、私の人間としての尊厳を踏みにじりました。兵士たちはなかならず私がまだ子どもで、子どもとしての権利があることを理解してくれなかったのです。(ホンジュラスでのケーススタディから)

子どもの兵士の軍務からの解放と社会復帰

優先すべき緊急の課題は18歳以下の子どもの兵士を除隊させることである。和平協定を結ぶときには子どもたちが軍に参加させられている事実を認め、子どもの兵士を社会に復帰させるための効果的なプログラムを立案できるようにする必要がある。

社会復帰は、子どもが新しい生活の基盤を築くのを支援する形で進めなければならない。子どもの兵士たちは家族を離れて成長し、正常な身体的、情緒的、知的発達の機会を奪われてきたので、家族やコミュニティとの接触を取り戻すことが重要である。教育や職業訓練の機会を与えることで、子どもたちが軍に戻るのを防ぎ、子どもの家族の生計を改善できる。教育は除隊した子どもの兵士たちにとって雇用確保の手段以上のものになり、子どもの暮らしを正常化して、兵士のときは別のアイデンティティを確立するのを助けることができる。問題は除隊した子どもの兵士たちの就学が遅れ、ずっと年下の子どもの教

室に編入される可能性があることである。そこで除隊した子どものために特別の学級を設け、それを修了したあとで通常の学校に編入できるようにするなどの具体的な措置も必要になる。

若者は極端な暴力行為に巻き込まれると、人の苦しみに対して鈍感になる。その結果、暴力行為に加わり、社会に背を向けるようになる。若者が自分のアイデンティティを確立し、社会的意味を考え始める思春期の初めには、イデオロギーの誘いとくにのりやすい。子どもの兵士にとっては、暴力こそが目的を達成するための正当な手段だという考え方を棄てるのがむずかしいこともある。政府や市民社会の課題は、それらの若者のエネルギーやアイデア、経験を生かして、紛争後の新しい社会の建設に役立てることである。

子どもの兵士の存在を公式に認めた和平協定はまだ一つもない。
——「武力紛争が子どもにおよぼす影響」、国連、1996年。

子どもたちが戦争に使われないためになすべきこと

多くの団体が「児童の権利に関する条約」の諸原則に基づいて、徴兵や戦争参加の最低年齢を18歳に引き上げようと努力している。1994年には、その目的で「児童の権利に関する条約」に付属する選択議定書を作成するために、国連に作業グループが設けられた。

子どもたちが兵士に使われる状況を減らし、あるいは阻止するためには、地域社会の対応能力を高める必要があるが、その方法はいくつかある。たとえば地域コミュニティは徴兵年齢に関する国内法や国際法をもっとよく知るようになすべきである。NGO、宗教団体、市民団体も倫理的枠組みを設け、戦争への子どもの参加を拒むうえで重要な役割を果たすことができる。ペルーでは教会が強制的な子どもの徴兵を非難した地域で、その種の徴兵が行われなくなった。エルサルバドル、

グアテマラ、パラグアイでは、少数民族グループや子どもの兵士の母親たちが団体を結成し、当局に圧力をかけて若年の兵士を除隊させることを求めた。難民や避難民のキャンプで保護者のいない子どもたちを登録し、その身元を明らかにしておくことも、それらの子どもが兵士に使われるのを防ぐための手段の一つになる。難民キャンプを紛争地域から遠く離れたところに設けることも、キャンプの子どもたちが兵士に徴用される危険性を減らす。

行動のための勧告

○18歳未満の子どもたちを兵士に使うことをやめさせる努力をしている国連の「児童の権利委員会」、レッド・バルネン、クエーカー、ユニセフ、UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）、国際赤十字運動・赤新月社運動を支援すべきである。

○各国政府は「児童の権利に関する条約」に付属する選択議定書を早く作成して、徴兵や戦争への参加の最低年齢を18歳に引き上げることを目指すべきである。

○国連機関や国際的市民団体は、政府や反政府勢力やその支援者に静かな外交的働きかけをして、子どもの兵士の動員を解除し「児童の権利に関する条約」への加入を促すべきである。

○報道機関は子どもの兵士の存在を報道し、子どもの兵士の動員を解除する必要があることを人々に訴えるようにすべきである。

○すべての和平協定に子どもの兵士の動員を解除して、社会に復帰させるための具体的な措置を加える必要がある。国際社会は子どもの兵士の動員解除・社会復帰プログラムを緊急に支援すべきである。プログラムは支援活動や社会サービスを含むものにする。

避難する子どもたち：難民と国内避難民の子ども

戦争は常に住民の移動を引き起こす。戦争で近隣諸国に逃れて難民になったり、あるいは国内で移動する避難民の子どもたちは、特別の配慮を必要とする。住民は苛酷にも住みなれた土地を追われ、家を棄

てることを迫られ、危険や不安にさらされる。避難はどこで行われようとも、子どもたちの身体、情緒、発達に大きな打撃を与え、子どもたちを脆弱にする。世界の推定2700万人の難民や3000万人の避難民の80%までが女性と子どもである。

世界人権宣言は第25条で、母と子は特別の保護や援助を受ける権利があり、すべての子どもが社会的保護を受ける権利があると規定している。

家族や子どもは戦闘地域から避難する際に、多くの身の危険にさらされる。奇襲や砲撃、狙撃や地雷に脅かされている。わずかな水や食糧だけで何日も歩かなければならない。そんな状況のもとで、子どもたちは栄養失調になり、病気にかかりやすくなり、しばしば最初に命を落とす。少女たちは避難中にジェンダーに基づく暴力の危険にさらされる。

安全な場所に難民や国内避難民のキャンプを設けて、保護や支援を行うことが理想的である。だがキャンプではしばしば戦闘をしている勢力間の争いが持ち込まれ、伝統的な社会的保護システムに過大な負担がかかり、それらが完全に崩壊することもある。暴力や物資の盗用、性的暴力や家庭内暴力など、混乱のレベルも高まる。救援時の食糧、水、プラスチック布などの配給が、女性や子どもたちにとってとくに問題になる。というのは、通常は男性がそれらの物資を配給するが、そのときにしばしば賄賂や性的奉仕を要求することがあるからである。そのことが女性や少女の世帯主をとくに危険にさらす。UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）の「性的暴力に関する予防・対応のガイドライン」は、そうした危険を避けるための実効的な手段として、適切な照明やトイレの配置、薪集めや水汲みの組織化などをあげている。

国内避難民の子どもたちの保護改善の必要性

国内で避難する子どもたちは危険な状況に直面し、死の危険性も高まる。戦争や内乱、組織的な人権侵害、自然的あるいは人為的災害などで家を棄てて避難し、なお国内にとどまっている人々を国内避難民と呼んでいる。保護や支援の必要性は難民の場合と同じだが、避難民の状況は難民よりも悪くなることもある。難民はしばしば「戦闘地域」の外に移されるが、国内避難民は通常は戦闘地域にとどまるので、何度も避難を繰り返すことになるからである。

国内避難民は、国際人道法の規定に反して、武装グループによってしばしば人道援助の配給を妨げられる。一部の機関に対して、難民を支援しその人権侵害に取り組む具体的な任務が与えられているが、国内避難民の場合はそうした任務を与えられている機関は現在存在しない。

保護者のいない子どもたち

保護者のいない子どもたちとは、親から引き離され、法律や地域の慣習のもとで保護の責任を負う成人の保護を受けていない子どもたちのことである。緊急時の優先課題の一つとして、このような子どもたちの生存と保護を確保するための方法を採用する必要がある。何よりも大事なのは、それらの子どもたちを家族のもとに戻すことである。保護者のいない子どもは、できればその子どもの家族の手で保護すべきであり、それができない場合でも施設に送るのではなく、隣人や友人や養家族によって保護するようにする必要がある。

国際赤十字、UNHCR(国連難民高等弁務官事務所)、ユニセフ、NGOのセーブ・ザ・チルドレンなどは、1994年に、ルワンダでの紛争とその地域における住民の大量の避難に対応して、大がかりな追跡プログラムを開始した。その結果10万人以上の子どもが登録され、

1996年5月までにそのうちの3万3000人以上が家族のもとに戻る
ことができた。

保護者のいない子どもたちは、しばしば誤って養子縁組みの対象と
みなされる。しかし、養子縁組みは家族とのきずなを永久に断ち切る
ものである。戦争中は子どもの身元を明らかにするのがむずかしいが、
戦争後の段階も含めて、それらの子どもたちを家族のもとに戻すため
のあらゆる努力をし、万策が尽きるまでは、それらの子どもたちを養
子縁組みの対象とみなしてはならない。この原則は1994年の「子ども
の保護と協力に関するハーグ条約」締結の際に国際的養子縁組みに関
して採択された勧告によっても確認されている。

親は子どもを避難させることが最善だと思ふかもしれないが、実際
にはそうでないことが多い。子どもは、避難によって、家族から引
き離されるといふ心の傷を負い、人身売買や性的搾取、違法な養子
縁組みの危険にさらされる。どうしても避難が必要な場合には、家
族みんなで避難し、それができない場合は、主な保護者や兄弟らと
一緒に避難させるようにすべきである。細心の注意を払って避難の
事実を正確に記録し、子どもたちの適切な受入れや保護について取
決め、いつでも家族と連絡して、早い時期に家族のもとに戻せるよ
うにする必要がある。このような基準は、国際赤十字運動、赤新月
社運動、UNHCR、ユニセフなどによって認められている。

行動のための勧告

○緊急時の優先課題の一つとして、保護者のいない子どもたちの生存
や保護を確保するための手続きを採用しなければならない。戦時下に

おけることにも対する支援の始まりと同時に、家族追跡プログラムを実施する必要がある。

○保護者のいない子どもたちは、できればその家族の手で保護し、それができない場合も施設に送るのではなく隣人や友人、養家族の手で保護するようにすべきである。戦争後の段階も含めて、人がかりな家族の追跡を試みるまでは、養子縁組みを認めるべきではない。

○難民キャンプや避難民キャンプでの支援プログラムでは、実効的な保護手段によって性的暴力や救援物資配給の際の差別、子どもの兵士の徴用を防ぐことを優先すべきである。そのような保護手段は、女性や若者の十分な参加を得て立案し、実施し、モニターし、擁護活動や社会サービス活動を通じて、子どもの権利の侵害に取り組むものに行なければならない。

○国連人道問題局（DHA）による緊急救援調整活動と協力し、その他の主要人道機関とも協議して、緊急時には中心的実施機関に対して、国内避難民を保護し、支援するための全体としての責任を委ねるようにする。ユニセフはその中心的実施機関と協力して、国内避難民の子どもの保護や支援でリーダーシップをとるようにする。

○国連総会、国連人権委員会、地域機関などは、「国内避難民のための国連事務総長の特別代表」の活動を支援し、特別代表が適切な法的枠組みを設けて国内避難民に対する保護を強化し、子どもの具体的な関心事にとくに留意するようにする。

戦闘手段としての女性に対する暴力

戦争では家族やコミュニティが崩壊し、女性や少女たちが暴力に対してとくに弱い立場に立たされる。そこでは売春、性的な辱めや身体毀損、人身売買、家庭内暴力などのジェンダー（文化的、社会的につくられた性差）に基づく暴力と並んで、レイプが常に女性に対して脅威になる。人の死や社会的混乱、貧困なども家族の緊張を高めて、家庭内での暴力を増やす。女性や少女たちは家庭のなかだろうと、避難するときだろうと、避難キャンプのなかだろうと、あらゆる状況のもの

とで暴力の危険にさらされる。ジェンダーに基づく子どもに対する暴力には、家族の一員に対するレイプを目撃することや、母親が暴行を受けた結果としての村八分も含まれる。戦時下のジェンダーに基づく暴力行為、とくにレイプは、国際人道法に違反する。

レイプによる損害

通常は女性が暴力や性的虐待の犠牲になるが、男性もその例外ではない。レイプは戦争の際に偶発するものではない。戦争によって社会的境界が崩れ、兵士や民兵が放縱になるなかで、レイプが無秩序かつ手当たり次第に起こり得る。それどころかレイプは新たな形の暴力として、敵とみなす人々を辱め、その士気を低下させ、住民を恐怖に陥れ、住民を追い払うための戦術的な武器として使われる。民族浄化の目的で意図的に相手方の女性を妊娠させるために、しばしば組織的なレイプが行われている。旧ユーゴスラビアに関する国連の人権特別報告者はボスニア・ヘルツェゴビナやクロアチアにその例があると報告している。

少女や女性を辱めることは、その家族や文化に対する攻撃になる。戦時におけるレイプがもたらす悲劇は、しばしば、レイプ自体の苦痛や屈辱をはるかに超えるものになる。レイプの犠牲になって妊娠した女性は、しばしば家族やコミュニティからやっかいものにされ、生まれてきた子どもを遺棄したりすることも多く、自殺に追い込まれることさえある。

救援活動に従事する者が、性的暴力の犠牲者に対する特別のニーズに対応できるようにするための重要な成果として、UNHCRの「性的暴力の予防と対応に関するガイドライン」と「心の傷や暴力の犠牲者の診断とケアに関するガイドライン」の2つがある。

売春や性的搾取の犠牲者となる子どもたち

戦争時には、貧困や飢餓、絶望が女性や少女たちを売春に追いやり、性と引き換えに食糧や住居を手に入れ、戦闘地域を安全に通行し、あるいは自分や家族のために証明書を手に入れることを迫られることがある。治安維持部隊の要員も含めて、軍が駐留する地域には、多くの男性が集まるが、そのことも、子どもの商業的性的搾取を増やす理由になっている。

性的搾取は心身の発達に破壊的な影響を与える。みずから望まない危険な性交渉は、予想しない妊娠、あるいは、性病やHIV／エイズの感染を引き起こす。思春期の少女は、性的搾取によって受けた心の傷をただ一人で苦しみ、自分を犯した男による報復や、家族による拒否を恐れる。屈辱感や苦悩のために、多くの少女たちが悲嘆や絶望感の殻のなかに閉じこもるようになる。

戦争犯罪の犠牲者を救うための裁判

戦争や民族浄化の手段の一つとして広く行われているレイプをやめさせ、違反者を告発すべきである。最も深刻なケースについてであるが、旧ユーゴスラビアやルワンダでの集団殺害、戦争犯罪、人道に対する罪を裁くための国際法廷が設けられた。しかし、これらの国際法廷は、さらに資金的支援や断固とした政治的支持を必要としている。旧ユーゴスラビアでの戦争犯罪の容疑者を裁くために設けられた法廷は、2万人もの犠牲者がいると推定されているにもかかわらず、レイプや暴行の容疑で告発されたのは、わずか8人だけだった。結果がこのように限定されたことは、国際人権・人道法をレイプに適用することのむずかしさを示している。このことはまた、国内法や国際法の法典化や解釈の困難さを表わしている。

真相糾明委員会を設けて戦時下の女性や子どもの人権侵害のケースやその範囲を記録し、違反を摘発し、個人の責任を追求することもできる。すでにアルゼンチン、ブルンジ、エルサルバドル、南アフリカ、

ウガンダ、ベトナムなどの多くの国がこの種の委員会を設けた。委員会は、戦時下において人権侵害によって傷ついた家族、コミュニティあるいは民族の回復や和解と再建を目指している。委員会はまた人命尊重の基本的重要性を再確認し、この問題での指導者や市民社会の倫理的、道徳的、法的、政治的責任を明らかにしている。

行動のための勧告

- 戦時下での人道的活動においては家族計画サービス、レイプによる妊娠のケア、性的身体の毀損、若年出産、HIV／エイズなどの感染を含む女性や少女たちの性と生殖上の特別のニーズを重視しなければならない。またジェンダーに基づく暴力にさらされた母親の心理的社会的なニーズ、とくに子どもの健全な発達に必要な条件を生み出すために支援を必要とする母親の心理的社会的ニーズを重視する必要がある。
- 治安維持軍を含む軍のすべての要員は、訓練の一部として、一般市民とくに女性や子どもに対する責任について訓練を受けるようにしなければならない。
- 軍および市民社会の双方において、明確で利用しやすい性的虐待の報告システムを設けなければならない。
- レイプが戦争犯罪であることを明確にし、軍や民間においてそれを訴追し、処罰しなければならない。この犯罪の性格やその有害性を適切に反映する法と対応策の整備をはからなければならない。さらに多くの女性要員を子どもの保護上やカウンセラーとして現地に派遣する必要がある。
- 難民および避難民キャンプは女性や少女たちの安全に配慮し、女性がキャンプの管理とくに物資の配給や保安システムづくりのすべての側面に加わるようにしなければならない。
- 戦争時には性的虐待やジェンダーに基づく暴力の犠牲者を支援するプログラムを実施しなければならない。このプログラムのもとでは犠牲者の権利を含む幅広い問題について、個人的なカウンセリングを行う。またプログラムにおいては教育活動や技能訓練も行うようにする。

対人地雷や不発弾による被害

地雷は最も警戒すべき持続的危険性をはらみ、戦争に巻き込まれた子どもたちに言い表わすことのできない苦しみを与える。地雷は戦争後も数十年にわたって破壊をもたらす。現在、少なくとも68カ国で子どもたちが、いつ爆発するかもしれない1億1000万発以上の地雷の脅威のもとで暮らしている。この他にも無数の爆弾、砲弾、手投げ弾などの不発弾(UXO)がある。UXOは地雷と同様に無差別攻撃兵器で、何も知らない無実の市民に襲いかかる。

子どもはとくにその被害者となる危険性が大きい。子どもたちは見たこともない物体に強い好奇心を示す。地雷の多くはおもちゃや果物やちょうちょに似ていて、子どもたちは家畜を追い、畑で働き、薪を探すときに、地雷を拾ったり、踏んだりする。地雷の危険を示す警告が掲げられていても、子どもたちはそれに気付かなかったり、それを読めなかつたりする。子どもや大人が地雷に慣れっ子になって、その恐ろしさを忘れてしまうことも、警戒すべきである。

1993年11月のことだった。4歳のコウ・ヤと6歳のシア・ヤは牧場で水牛を追っているときに、溝のなかに丸い物体があるのを見つけた。その物体はフーモンの少年や少女たちが新年のお祝いのときに投げる毬に似ていた。シア・ヤがそれを拾って兄の方に投げた。その物体は爆発し、2人とも命を落とし、自転車でそばを通りかかった人も負傷した。

子どもたちは地雷をおもちゃのトラックの車輪にし、またカンボジアでは子どもたちがB40対人地雷で球転がし遊びをしていた事例が報告されている。地雷などの爆発物が漁業や個人財産の保護、家庭内の紛争の処理など、日常の暮らしのなかに入り込んでいることもある。

そうした慣れが、地雷などの爆発物の危険性に対する人々の警戒心を弱めている。

地雷の犠牲者は社会のなかの最貧の人々に集中する傾向がある。すでにぎりぎりの暮らしをしている家族は、地雷による事故でしばしば経済的に行き詰まる。親が地雷で負傷して働けなくなって、育児や子どもの保護が行き届かないこともある。

地雷の除去は危険で、しかも高価につく。1個わずか3ドルの地雷を除去するのに300ドルから1000ドルの費用を要する。地雷で最も汚染された国は最貧国であることが多く、自力で地雷除去プログラムを実施できる見込みはほとんどない。

残された課題

地雷の災いから子どもや市民を守るために、次の4つの分野で早急に対処する必要があり、そのためには資金的支援が必要になる。まず地雷を禁止すること、次に人道的地雷除去によってこの問題を根本的に解決すること、さらに地雷教育プログラムを通じて子どもたちの被爆を防ぐこと、最後にリハビリテーションプログラムを通して負傷した子どもの回復を支援することの4つがそれである。

地雷の無差別性やそれが市民にもたらす苦しみ、膨大な社会的・経済的損失、地雷の被害の長期性が、地雷の生産と使用を禁止する国際的なキャンペーンの引き金になっている。1992年にNGOの世界的連帯が組織され「国際地雷禁止キャンペーン」が開始された。その後、かなりの前進がみられ、国連の事務総長も地雷の被害の防止を強く支援し、多くの国がすでに地雷の使用、生産、輸出、貯蔵を禁止する措置をとった。

国際社会は地雷の危険をなくすために長期的な人道的地雷除去に取り組むべきである。人道的地雷除去は比較的新しい考え方で、通常の軍事的なアプローチとは異なる。国連の定義によると人道的地雷除去とは地雷の99.9%を除去して、地域が安全基準を満たすことを意味する。地雷の除去は地域に適した形のものにして、持続的に実施できる

ようにしなければならない。

地雷教育プログラムは地雷原やなお地雷が残っている疑いのある地域を確認し、地雷が見つかったり事故が発生したときには、どう対処すべきかを教えるのに役立つ。このプログラムは住民に地雷の問題に関する知識を与えるだけでなく、学習過程に住民を参加させることで効果が高まる。

アフガニスタンでのセーブ・ザ・チルドレンの新しい地雷教育プログラムは、住民の参加や「子どもから子どもへ」というアプローチ、マルチメディアの活用、役割モデル、教育者としての地雷経験者の活用、子どものための安全な遊び場の設置などに重点を置いている。

少女たちは少年に比べて、特別の医療や義手義足の装着を受けられないことが多い。地雷による負傷は長期の医療やリハビリテーション、心理的社会的支援を要し、犠牲者の家族にとってきわめて高価なものになるので、開発援助プログラムによる国際的な支援が必要になる。

行動のための勧告

○各国政府は直ちに包括的国内立法を行って地雷の生産、使用、輸出、貯蔵を禁止し、世界の地雷禁止キャンペーンを支援すべきである。具体的な提案を行ってクラスター（親子）爆弾や小口径の火器などが子どもに与える影響と取り組み、UXO（不発弾）の脅威を減らす必要がある。

○各国政府は可能な範囲で国連の「児童の権利委員会」報告のなかで、地雷の生産、使用、輸出、貯蔵禁止に関する包括的国内立法における前進について報告しなければならない。また同時に地雷除去や子どもの地雷意識覚醒プログラム、負傷児のリハビリテーション措置につい

ても報告する。

○和平協定内容に人道的地雷除去の条項を加え、現地政府の地雷除去能力を高めるための戦略を明記する。

○地雷の販売で利益を得ている国や企業に対して、とくに人道的地雷除去や地雷教育プログラムのために資金を拠出することを求めるべきである。

○消費者によるボイコットなど、地雷の拡散や輸出を減らす措置を検討する。

○国連人道問題局 (DHA)、ユニセフ、ユネスコ、関連 NGO などが地雷教育に関する専門的ワークショップを開いて、経験から学んだ教訓について検討し、子どもに焦点をしばった最善の地雷教育プログラムを推進し、これらの活動の調整、分析、評価を改善する。

若者たち：無視されたグループ

社会の着実な発展のためには若者の想像力、理想、エネルギーが不可欠である。世界のどの文化においても、若者が今後の役割について学び、社会の価値や規範を身につけるうえで、思春期が非常に大事なことが認められている。若者は戦争の際に特別の問題に直面する。若者たちは思春期に身体的、情緒的に多くの変化を経験する。しかし、戦争中や戦後においてかれらが特別に配慮されたり、支援を受けたりすることはめったにない。

戦時には教育を受ける機会が限られ、またときには全くその機会がなくなり、若者たちは不安にかられ、退屈し、挫折感にとらわれる。とくに社会の片隅に追いやられた貧しい子どもたちや、家族から引き離された子どもたちの場合は、兵役が最も魅力のある選択の道になることもある。若者たちはしばしば武器を手にして自信を得ようとする。武力は、人々が無力感にとらわれ、日用の必需品を入手できないような状況のもとでは、若者たちにとってきわめて強い誘因になることがある。また自分の意思に反して兵士になる子どもたちもいる。思春期の少女たちは戦争の中で、とくにジェンダーに基づく暴力や性的搾取

の危険にさらされる。

長期の激しい戦争は、若者たちのアイデンティティの確立にとって障害となる。その結果、若者、とくに大きな心の苦しみを経験した若者は将来の希望を失う。かれらは人生に悲観的になり、抑鬱症に苦しみ、自殺の恐れさえある。他人を信用せず、大人に助けを求めようとしなくなる。親の死や行方不明などによる家族の突然の変化が、若者たちから生きる指針やモデル、さらには生計の手段を奪うこともある。

戦争で引き裂かれたコミュニティの再建における若者の役割

若者は特別のニーズとともに特別の力をもつので、単なる犠牲者ではなく、問題解決のための積極的な参加者とみなさなければならない。若者のニーズを満たすために、かれらをコミュニティベースの救援、復興、再建プログラムに参加させるようにする必要がある。職業訓練や技能訓練などを通じてそうすることができ、それらの訓練は若者に収入を得る機会を与えるだけでなく、かれらのアイデンティティや自信を深めるのに役立つ、それがひいては若者の心理的社会的な生活環境を改善する。若者をコミュニティの幼い子どもたちのためのプログラムの立案や実施に参加させることが、かれらに生きる意味や目的意識を与えるうえでとくに効果的な手段になる。

最も弱い家族の保護

孤児や遺棄された子どもたち、あるいは親から無理に引き離された子どもたち、大家族の子どもたち、その他兄弟・姉妹などが集まって、子どもが世帯主となる「家族」をつくることもある。この種の「家族」では未成年者、通常は思春期の少女が世帯主になる。「家族」の法的、社会的保護のニーズはとくに大きく、それらの「家族」は搾取労働や売春に引き込まれることが多い。このような「家族」に対する適切な政策や対応プログラムの立案、とくに養子縁組の是非をめぐってはジレンマがあった。家族統合の原則は「児童の権利に関する条約」にも示されていて、この原則がそれらの子どもたちに対する支援の基

礎にならなければならない。政府は立法を通じてそれらの「家族」が保護、相続、財産権の面で差別されないように支援すべきで、そのことが子どもたちの福祉を改善する方法の一つになる。

行動のための勧告

- 支援プログラムは戦争の影響を受けた若者のための適切な教育やレクリエーション活動にとくに重点を置く必要がある。
- 子どもの兵士の動員解除にとくに努力しなければならない。プロジェクトを通じて、除隊した子どもたちが別の形で生計を立てられるような機会を与え、コミュニティへの復帰を促進しなければならない。青年の教育、雇用、訓練を含む人的資源の開発も促進する必要がある。
- 政府間機関や国連機関その他の関連機関は、各国政府が国内立法の枠組みを強化して女性や子どもが世帯主となる家族がとくに保護、相続、財産権の面で差別されないように支援しなければならない。
- 国連機関やNGOは、子どもが世帯主となる家族の状況に緊急に注目し、それらの家族を保護し、援助するための政策とプログラムのためのガイドラインを作成しなければならない。